

○岩国市生活交通バス使用料還付基準

平成23年1月1日

岩国市生活交通バス使用料還付基準

(趣旨)

**第1条** この基準は、岩国市生活交通バス条例（平成20年条例第42号）第9条及び岩国市生活交通バス条例施行規則（平成21年規則第7号。以下「規則」という。）第4条に定める使用料の還付に関し必要な事項を定めるものとする。

(還付の対象)

**第2条** 還付の対象となる使用料は、次に掲げるものとする。

- (1) 定期乗車券 通用期間が満了していないもの。ただし、規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に該当する定期乗車券にあっては、通用期間満了後6か月を経過する日までのものも対象とする。
- (2) 回数乗車券 11枚綴りにあっては2枚以上、23枚綴りにあっては4枚以上綴られているもの

(定義)

**第3条** この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発行金額 定期乗車券又は回数乗車券を発行した際の使用料の額
- (2) 片道金額 定期乗車券又は回数乗車券に記載された停留所間の普通使用料の額
- (3) 使用日数 次のアからウまでに掲げる日数とする。
  - ア 規則第4条第1項第1号に該当する場合 定期乗車券の通用期間のうち、通用期間の開始の日から還付申請のあった日までの期間（以下「使用期間」という。）の日数から、使用期間のうち運行を中止した期間の日数を控除した日数
  - イ 規則第4条第1項第2号に該当する場合 定期乗車券の通用期間のうち、通用期間の開始の日から路線を廃止した日の前日までの日数
  - ウ 規則第4条第1項第3号に該当する場合 定期乗車券の通用期間のうち、通用期間の開始の日から還付申請のあった日までの日数
- (4) 使用月数 定期乗車券の通用期間のうち、通用期間の開始の日から還付申請のあった日までの経過した月数
- (5) 使用日の端数 使用日数から使用月数分の日数を控除した日数
- (6) 未使用日数 定期乗車券の通用期間の日数から第3号の使用日数を控除した日数
- (7) 券面金額 回数乗車券に記載された金額

(還付する額)

**第4条** 還付する額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に該当する定期乗車券
  - ア  $\text{発行金額} \times \text{未使用日数} \div \text{当該定期乗車券の通用期間の日数}$
- (2) 規則第4条第1項第3号の規定に該当する定期乗車券
  - ア 1か月定期乗車券  $\text{発行金額} - (\text{片道金額} \times 2 \times \text{使用日数})$
  - イ 3か月定期乗車券  $\text{発行金額} - (\text{1か月定期乗車券の使用料の額} \times \text{使用月数}) - (\text{片道金額} \times 2 \times \text{使用日の端数})$

ウ 6か月定期乗車券 発行金額－3か月定期乗車券の使用料の額－{1か月定期乗車券の使用料の額×(使用月数－3)}－(片道金額×2×使用日の端数)

ただし、使用月数が3未満の場合は、イの算式により得た額とする。

(3) 回数乗車券 発行金額－(券面金額又は片道金額×使用枚数)

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、生活交通バス使用料還付申請書(別記様式)に定期乗車券又は回数乗車券を添えて市長に提出するものとする。

(その他)

**第5条** この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この基準は、平成23年1月1日から施行する。

**附 則**

この基準は、令和7年4月1日から施行する。